

## 世界医師会（WMA）フォルタレザ総会出席（報告）の件

WMA フォルタレザ総会がブラジルのフォルタレザにおいて 2013 年 10 月 16 日から 19 日にかけて開催された。日本医師会からは、川島理事が横倉会長の代理として WMA 理事、石井常任理事が WMA 理事及び理事会副議長、畔柳参与が医の倫理委員会のアドバイザーとして出席した他、日本医師会 **Junior Doctors Network** から、阿部、三島両医師が参加した。本総会においては、2 年間に亘る作業部会、専門家会議、パブリックコメント等を経て草案されたヘルシンキ宣言改訂案が採択されたことが特筆される。また、緊急決議として化学兵器の禁止に関する緊急決議、シリアのヘルスケア状況に関する緊急決議の 2 件が採択された。学術集会は、「生活習慣と非感染性慢性疾患」をテーマとして開催され、「アルコールと公衆衛生」のセッションで石井常任理事が座長を務めた。新規加盟では、モンテネグロ、カメルーン、スーダン、イタリアの各医師会からの加盟申請が受理され、WMA の加盟医師会数は 106 となった。会期中に、CMAAO（アジア大洋州医師会連合）加盟医師会参加者との懇談会を開催したほか、ウガンダ医師会との交流について意見交換を行った。

1. 会 期：平成 25 年 10 月 16 日（水）～19 日（土）

2. 場 所：フォルタレザ（ブラジル）

3. 参加者：川島理事、石井常任理事、畔柳参与

阿部計大、三島千明（**JMA Junior Doctors Network**）

4. 日 程：

}	10 月 15 日	（火）	財務会議、役員会議、作業部会（ヘルシンキ宣言等） <b>Junior Doctors Network (JDN) 会議</b>
	16 日	（水）	理事会、医の倫理・財務企画・社会医学各委員会
	17 日	（木）	準会員会議、学術集会「生活習慣と非感染性慢性疾患」
	18 日	（金）	理事会本会議、総会式典
	19 日	（土）	総会全体会議、理事会

総会では、会期前日に議事の円滑な運営を図るため、財務会議、役員会議他各種作業部会の他、JDN も独自に会合を開催する。初日は、理事会全体会議で開始され、引き続き、医の倫理委員会、財務企画委員会、社会医学委員会の常設委員会において文書案、企画案件の審議が行われる。2 日目は、準会員会議において JDN の活動報告等が行われる。学術集会は、午前午後を通じて終日講演と質疑応答が行われる。3 日目の理事会本会議では、常設委員会からの報告が行われ、個々の文書案について、コメントを求めるため各国医師会に配布、採択のため総会へ付託等の勧告を行う。総会式典では、次期会長が会長に就任し、次年度の次期会長の選出が行われる。4 日目の総会全体会議では、理事会から付託された文書案の審議が行われ、採択の可否が決済される。医の倫理に関する文書案は、採択のために全体の票数の 4 分の 3 以上の賛成票を要する。また、加盟申請の受理、将来の会合の開催地の承認等が行われる。その後の理事会では、WMA の運営に掛かる財務につい

での審議が行われる。

## 5. 参 加

47 加盟医師会および赤十字国際委員会、欧州医師常設委員会、Junior Doctors Network: JDN (11 か国 21 名)、国際医学生連盟等、参加者約 250 名 (日本からは 10 名参加)

## 6. 事前会議及び作業部会

10 月 15 日：財務会議、役員会議／石井常任理事  
ヘルシンキ宣言作業部会／石井常任理事、畔柳参与

## 7. 会長就任および次期会長選出

新会長 (2013-14 年)：マーガレット・ムンゲレラ (ウガンダ医師会会長)  
次期会長 (2014-15 年)：ザビエル・デュー (フランス医師会会長)

## 8. 総会での主な議決事項

### (1) 医の倫理関係

#### 1) 新規に採択された WMA 文書

「死刑執行の凍結を要請する国連決議に関する WMA 声明」

フランス、ノルウェー、ドイツ各医師会により 2012 年バンコク総会に提出され、各国医師会のコメントを反映して策定された文書。WMA では、医師が死刑執行に関与することを非倫理的であるとし、「ジュネーブ宣言」で人命を最大限に尊重し続けることを医師に課していることから、死刑執行の凍結を要請する国連総会決議を支持すると勧告。

#### 2) 修正案が採択された既存文書

「WMA ヘルシンキ宣言 (DoH)」

本宣言は、WMA が採択した宣言の中核となる文書の一つで、1964 年の採択以降医学の進歩と医療分野の変遷に伴い幾度の改訂が行われてきており、人間を対象とする医学研究の倫理的諸原則を定めた最も重要なガイドラインであることが、国際的に承認されている。今回の改訂プロセスとしては、ソウル総会で 2008 年版を採択した際、問題になったプラセボ条項の当否に関する 2 回に亘る専門家会議を経た後、2011 年 10 月の WMA モンテビデオ総会で、DoH をアップデート化する作業を開始することが確認された。以降、3 度の改訂専門家会議 (ロッテルダム、ケープタウン、東京) を経た上で東京で草案を作成、理事会の承認を受けて WMA の Web 上でパブリックコメントを求め、ワシントンにおける最終専門家会議を経て、今回の改訂版の策定に至っている。なお、ソウル改訂の際と同様に、日本医師会は環太平洋地域代表として改訂作業部会の一員として参加し、今回の改訂にも大きく関与してきた。

2013年改訂版の焦点は、以下のとおりである。

- －研究に参与した弱者集団の保護を一層高めること
- －研究に参加した結果として、損害を受けた被験者が適切な補償と治療を受けられるようにすること
- －バイオバンクなどにおける研究試料の再利用に関するインフォームド・コンセントについての言及
- －被験者に対する研究結果の通知、試験中に有益であると証明された医学的措置へのアクセスを保証する条項を事前に策定するよう、研究後の取り決めの拡大
- －研究倫理委員会の権限強化（監視情報、有害事象報告、研究資金・研究結果の概要のレポート提出等）

なお、提案文書については20項に対して最後の2文を削除する修正が行われた。同項は、弱者集団に対する研究を実施する場合の要件を3つ挙げ、その条件を満たしている場合には、研究倫理委員会が審査したうえで公正な追加的恩恵享受を考慮できるとしていた。しかしながら、開発途上国の中には、研究の恩恵として地域社会のインフラが整備されている国もあり、削除した2文が入ることにより研究に対する依存症を増す可能性があるという懸念がアフリカ諸国等から表明され、これを考慮して最後の2文は削除された。

10月19日の総会で採択された今回の同宣言改訂版は、同日午後直ちにWMAおよびJAMA（アメリカ医師会雑誌）のWebsiteに掲載され、全世界に向けて公表された。

また、来年2014年は同宣言採択50周年に当たることから、5月下旬から6月上旬に、ヘルシンキにおいて採択50周年記念事業を行うこととなっている。

「女性のヘルスケアに対する権利とHIV母子感染との関わりに関するWMA決議」  
2002年ワシントン総会採択文書、2012年プラハ中間理事会で「大幅な改訂」を要する文書となり、南アフリカ医師会が改訂案を提出した。2002年のオリジナル版から、国連のミレニアム開発目標（MDGs）のうちの1つである「HIV／エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延の防止」が追加され、女性のヘルスケアに対する権利を述べている。さらに、HIVに感染した全ての女性に対して、抗レトロウィルスが無料で提供される必要性があることを勧告。

「行方不明者の法医学調査に関するWMA声明」

2003年ヘルシンキ総会採択文書。2013年バリ中間理事会でマイナー修正を要する文書となった。本声明が赤十字国際委員会（ICRC）の行方不明者に関する活動に基づいていることを考慮し、WMA事務局は改訂作業においてICRC法医学アドバイザーグループと審議し、同グループが改訂案を提示することとなった。その後各国医師会からのコメントをもとにイギリス医師会が本案をまとめた。声明では、各国医師会に対し、法医学者が遺体の管理、証拠書類の

提示、身元確認、遺族への回答などにあたり、支援するよう要請している。

### 3) コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

#### 「人間中心の医療に関する WMA 声明改訂案」

2013 年バリ中間理事会でアイスランド医師会から提案された改訂案に対して、再度検討、修正が要請されたことから新規に作業部会が立ち上げられ、日本医師会も一員として参加した。今回の修正案では「人間中心の医療」の定義を明記しており、医療を求める人の個々の価値観、ニーズなどに焦点を当てた医療の提供を目的とし、医療の中核が医療提供者や医療システムから人間へ以降するものであると言及している。さらに各国医師会に対し、人間中心の医療の原則を医学教育に取り入れるよう勧告している。

## (2) 社会医学関係

### 1) 緊急決議

#### 「化学兵器の禁止に関する WMA 緊急決議」

化学兵器の使用は、1899 年以降国際法によって禁止されているにも関わらず、文民に対して使用されている国が未だ存在していることからトルコ医師会が提案した緊急決議である。本決議では WMA は化学兵器の開発、生産、保有、使用等の禁止および保有されている全ての化学兵器の安全な廃棄を支持するよう関連当事者に要請している。また化学兵器使用の責任者を明らかにし、加害者を法の裁きにかけることを目的とした国連の取組みを支持している。さらに化学性暴動鎮圧剤の使用に関しては、出来る限り控えるよう要請している。

#### 「シリアのヘルスケア状況に関する WMA 緊急決議」

デンマーク医師会提出文書。総会ではシリア国内の病院の 1/3 以上が崩壊し、15,000 人の医師が逃亡していることが報告され、このような同国のヘルスケア状況に対する警告を表明した。決議ではシリア紛争に関連する医療従事者、患者、ならびに医療施設、医療関連輸送の安全性を確保するようあらゆる当事者に要請している。また各国医師会には、自国の政府に対して、国連などの国際機関とともに行動計画を推進するようにも要請している。

### 2) 新規に採択された WMA 文書

#### 「拷問被害者のリハビリテーションに関する WMA 声明」

デンマーク医師会提出文書。世界中の多くの国で拷問が引き続き行使されていることに対する懸念から、拷問被害者と家族のための賠償やリハビリテーションにおける医師の役割の重要性を強調している。特に修正案では、被害者の救済に関与した者が国家からの報復を受けないよう各国医師会に奨励することが追加された。

「ヒトパピローマウイルスワクチンに関する WMA 声明」

アメリカ医師会提出文書。2013年バリ中間理事会における口頭報告に各国医師会のコメントを反映。医療環境や診察に、すべての若者への HPV ワクチン接種と若い女性への子宮頸癌検診を組み入れるよう推進している。審議では、本文書の採択により WMA が特定のワクチンを推進するマーケティング文書ととらえられる懸念が一部の医師会より表明されたが、最終的には多数決により採択となった。

「真菌性疾患の診断と管理に関する WMA 声明」

2013年バリ中間理事会ブラジル医師会提出文書。各国医師会のコメントを反映して再提出。真菌性疾患は、結核、マラリア、エイズに比べて過小評価されがちであるが、グローバル的に疾病負担が大きく死亡率も高いことから、医師に同疾患に対する意識を高めるためにブラジル医師会が提案した文書である。また、各国において真菌性疾患の診断と治療の両方を実施可能とする診断センターを設置するよう要請している。

「人間の生まれながらの性の多様性に関する WMA 声明」

ドイツ、フランス、イギリス医師会提出文書。同性愛に関する取り組みは各国において多様である。しかしながら、今現在差別等で苦しむ人々のためにも採択の緊急を要するものとする見解が多数出され採択となった。声明では、同性愛を病気だと主張すること、また「転換処置」や「修復処置」によって治療しようとする試みを強く非難している。また、同性愛に対する偏見と差別が健康に害を及ぼす恐れがあることを表明し、同性愛者を治療する場合には、同性愛そのものではなく、偏見や差別が健康に及ぼす影響に着目すべきであるとメッセージを発信している。

「ブラジル医師会の支持に関する WMA 決議」

医学界や医学教育機関との適切な協議なしにブラジル政府により提案された「マイスメディコス (Mais Medicos)」プログラム(メディカルスクールの増設、医学課程の期間延長、僻地や大都市郊外の貧困地域で勤務する外国人医師の誘致など)に反対するために策定された文書。勧告では、ブラジル政府に対し、医学教育、医師の資格認証、医療実践に関する全ての問題には、医学界等と協力して取り組み、またブラジルの医師と国民を代表するブラジル医師会の役割を尊重することを要請している。

3) コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

「婦女子に対する暴力に関する WMA 決議」(2010年採択) 実施のための提案

イギリス医師会提出。2010年に採択された「婦女子に対する暴力に関する WMA 決議」は未だ実施に至っていない。本文書では 2010年決議に基づき、次なる具

体的な行動案を提示。例えば、WHO 等と協力して、女性に対する暴力と差別を終わらせるよう提唱する、また WMJ（世界医師会雑誌）で婦女子に対する暴力の問題に関する特集号を発行することなどが挙げられた。

「医療従事者の国際移住の倫理ガイドラインに関する WMA 声明案」

2003 年ヘルシンキ総会採択文書。2013 年バリ中間理事会で「大幅な改訂」を要する文書と決定された。本文書は、イギリス医師会を筆頭に改訂された文書であり、多くの国際倫理ガイドライン、綱領を盛り込んで作成し、医療従事者の移住の権利、移住先での環境、待遇における公正な扱いを要請している。

「人間の生殖細胞の非商品化に関する WMA 決議改訂案」

2003 年ヘルシンキ総会採択文書。2013 年バリ中間理事会で「大幅な改訂」を要する文書と決定された。決議改訂案はイスラエル医師会が策定し、生殖細胞に関する商取引を禁ずる法律の制定を各国政府に要請している。また、インフォームド・コンセントが得られるようドナー候補者と事前に相談するよう医師に要請している。

「リアリティテレビ番組に關与する医師の倫理的影響に関する WMA 声明案」

イスラエル医師会提出文書。リアリティテレビ番組は多くの国々で人気があるプログラムとなっているが、人体実験の場であり、視聴者の注目を集めるためにしばしば極端な状況を題材にしていることもある。そのため、こうした番組への身体的および精神的健康と健全さのために明確な指針を提唱。

「未成年者の人身売買と違法な養子縁組の防止における医師の役割に関する WMA 声明案」

スペイン医師会提出文書。WMA は、未成年者を含む人身売買、違法な養子縁組を全て否定していることから、その予防のため、医師は専門的なモニタリングを構築するためのあらゆる努力を行うことを勧告している。

「未成年者の問題も含む美容処置に関する WMA 声明案」

イスラエル医師会提出「未成年者に対するエステ手術に関する WMA 声明案」、スウェーデン医師会提出「美容処置に関する声明案」において、それぞれ美容処置のリスクが言及されていたことから、両医師会で新規に文書を作成し再提出。美容処置において、未成年者には同意能力がなく、権利の擁護者を必要とする弱者であることから、未成年者の問題も含めることとなった。

「健康の社会的決定要因と健康の公正に取り組む医師と各国医師会の役割」

カナダ医師会提出文書。タイトルに関連するシンポジウムの開催可能性を探るために提案された文書である。各国医師会にはこの提案に関する要望のフィードバックが要請され、提案者であるカナダ医師会と WMA は、2014 年 4 月の東京中

間理事会までにより詳細な文書を提出する予定である。

### (3) 財務企画関係

#### 1) 財務

2012 年度財務報告 承認  
2014 年度予算 承認  
WMA 会費の新規構成の検討

#### 2) 企画

ビジネスディベロップメント  
ラウンドテーブル会議（9 月 25 日イギリス、ロンドンにて開催）の報告。  
次回の同会議は、4 月の東京中間理事会時に開催予定。

#### 3) 今後の会議開催日程

2014 年	4 月 24－26 日	東京中間理事会（日本）：ホテル日航東京
	10 月 8－11 日	ダーバン総会（南アフリカ）／学術集会：ミレニアム開発目標（MDGs）後の医療への普遍的アクセス
2015 年	4 月 16－18 日	オスロ中間理事会（ノルウェー）
	10 月 14－17 日	モスクワ総会（ロシア）／学術集会：医学教育
2016 年	4 月 28－30 日	ブエノスアイレス中間理事会（アルゼンチン）
	10 月 19－22 日	台北総会（台湾）

#### 4) ヘルシンキ宣言採択 50 周年記念行事

日 程：2014 年 5 月下旬から 6 月上旬を予定  
開催地：フィンランド、ヘルシンキ  
内 容：学術集会、式典

#### 5) 新規加盟医師会の承認

モンテネグロ医師会、カメルーン医師会、スーダン医師会、イタリア医師会  
これにより WMA 加盟医師会は 106 医師会となった。

#### 6) 世界医師会雑誌（WMJ）

WMJ は来年創刊 60 周年を迎える歴史ある WMA の広報媒体である。資金面から、完全電子版及び年間発行数を 6 回から 4 回に戻すことを検討。

#### 7) 広報活動

今総会において採択されたヘルシンキ宣言本文及び関係者インタビューを、採択同日の午後（19 日）に WMA およびアメリカ医師会雑誌（JAMA）の Website に掲載。

#### (4) 学術集会

テーマ：生活習慣と非感染性慢性疾患

「アルコールと公衆衛生」のセッションで石井常任理事が座長を務めた。

その他のセッションでは、「健康の社会的決定要因」、「健康と食習慣」、「運動」、「喫煙と公衆衛生」をテーマとして、各国における現状、取り組み、医師の関与等に関する講演と活発な議論がなされた。

#### (5) 準会員会議

##### 1) JDN 活動報告

日本からの 2 名を含む 21 名の参加（ウルグアイ、エジプト、カナダ、韓国、ジャマイカ、スペイン、ブラジル、フランス、トルコ）

##### 2) その他議事

○準会員会議議長の退任

○元 WMA 会長、議長ネットワーク

#### 8. その他

○CMAAO（アジア大洋州医師会連合）加盟医師会参加者との懇談会（11 か国加盟医師会、42 名参加）

○ウガンダ医師会との意見交換会

以上